

香芝市債権管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 1 月 5 日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市規則第 2 号

香芝市債権管理規則の一部を改正する規則

香芝市債権管理規則（平成 1 9 年規則第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「香芝市」の次に「（以下「市」という。）」を加える。

第 2 条に次の 2 号を加える。

(6) 執行停止 地方税法第 1 5 条の 7 第 1 項各号の規定により地方税債権及び強制執行債権の滞納処分の執行を停止することをいう。

(7) 徴収停止 令第 1 7 1 条の 5 各号の規定により債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）の保全及び取立てをしないことをいう。

第 4 条第 1 項中「の各号」を削り、同条第 2 項中「1 年」を「、1 年」に改め、同条第 3 項中「又は」を「、又は」に改め、同項ただし書中「すでに」を「既に」に改める。

第 5 条ただし書中「又は」を「、又は」に改め、「第 3 6 8 条」の次に「の規定」を加える。

第 9 条中「滞納処分の執行を停止（以下「執行停止」という。）し、」を「執行停止」に改め、「（以下「徴収停止」という。）」を削る。

第 1 0 条中「本市」を「市」に改める。

第 1 1 条中「の各号」を削る。

第 1 2 条第 1 項中「第 1 5 条の 7 第 5 項により、」を「第 1 5 条の 7 第 5 項の」に改め、同項第 3 号中「香芝市」を「市」に改め、同条第 2 項中「すべて」を「全て」に改める。

第 1 3 条第 4 項中「、教育委員会事務局教育部長並びに上下水道部長」を「並びに教育委員会事務局教育部長」に改め、同条第 6 項中「当該歳入徴収員及び当該滞納者」を「歳入徴収員及び滞納者」に、「や財産」を「、財産」に改める。

第 1 4 条の見出し中「手続き」を「手続」に改め、同条第 4 項中「うえで」を「上で」に改める。

第 1 5 条中「又はその他」を「、又はその他」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。